

第1回 万引きに関する有識者研究会 議事概要

1 趣旨

身近な犯罪である万引きに関し、近年の特徴等から高齢者による万引きに焦点を当て、社会学や老年学等の視点も踏まえ、高齢期になっても誰もが安全に安心して暮らせるよう、その背景や要因等を探るため、研究会を設置した。

第1回の研究会は、第1部で、特定非営利法人全国万引犯罪防止機構の稲本氏から「万引きの現状と店舗における対策について」報告があり、第2部では、高齢者の犯罪及び万引きの実態及び万引きに関する調査について意見交換を行った。

2 日時

平成28年7月1日（金）午後4時00分から6時00分まで

3 場所

都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室B

4 出席者

(1) 委員

矢島 正見（中央大学 文学部 教授）※座長
鈴木 隆雄（桜美林大学 老年学総合研究所長）※副座長
小長井 賀與（立教大学 コミュニティ福祉学部 教授）
辰野 文理（国士舘大学 法学部 教授）
星 周一郎（首都大学東京 都市教養学部 教授）
齊藤 知範（科学警察研究所 犯罪行動科学部 犯罪予防研究室 主任研究官）
茂垣 之雄（警視庁 生活安全部長）
廣田 耕一（東京都 青少年・治安対策本部長）

(2) オブザーバー

山崎 仁（東京地方検察庁 社会復帰支援室 統括捜査官）
小尾 康男（東京保護観察所 首席保護観察官）
加藤 修（東京都 福祉保健局 企画政策課 統括課長代理）

(3) 東京都（青少年・治安対策本部）

総合対策部長、青少年対策担当部長、治安対策担当部長
青少年課長、治安対策課長、企画調整担当課長
安全・安心まちづくり課長、安全・安心まちづくり担当課長

(4) 事務局

東京都 青少年・治安対策本部 安全・安心まちづくり課

5 議事要旨

廣田本部長から「高齢化の進展を踏まえれば、高齢者が事故や犯罪に巻き込まれることなく安全・安心に生活できることと同じく、高齢者が罪を犯す側に回ってしまわないよう、行政としても可能な取組を模索していくべき。簡単に結論や解決策が見つかる問題ではないが、本研究会の成果が今後の対策の一助になることを期待する」との挨拶があった。

次に、治安対策担当部長より、委員及びオブザーバーの紹介が行われた。

次に、委員の互選により矢島委員が委員長に選任され、副座長として鈴木委員が選任された。

(1)第1部

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 事務局次長の稲本義範氏から、「万引きの現状と店舗における対策」について報告があった。

《講演要旨》

- ・刑務所での講演後のアンケートを読むと、「万引きは大した犯罪ではないと思っていた」、「罰金刑があると思っていなかった」、「外に出れば捕まらないと思っていた」という声が多い。こうした実態を発信することが必要。
- ・周囲との関係性の希薄化に伴い孤立しがちな高齢者に対するサポート等、地域での取組が重要である（福島県の高齢者による巡回ボランティア、福岡県糸島市の万引防止推進員制度、富山県高岡市の小学生による万引き防止を呼び掛ける標語の事例等を紹介。万引き常習者に対する講習会の提案）。

(2)第2部

高齢者犯罪や万引きの実態について、安全・安心まちづくり課長から、資料(別添事務局資料1「高齢者の犯罪について」及び事務局資料2「万引きの実態について」)により、概要説明があり、その後、有識者による意見交換を行った。

《主な意見》

- 今回、示された万引きに関するデータは、殆どが横断データであり、万引きをした高齢者が、あるリスクや条件と関連性があることは分かるが、因果関係は不明。因果関係の解明には、縦断データが必要。例えば独居が多い、交友関係が少ないといったデータがあるが、原因なのか結果なのかが不明であり、また、その間にある交絡要因、本人の認知機能のようなものも深く関連してくるため、そのような交絡要因が何かということも読み取っていく必要がある。社会的つながり、ネットワークが弱くなった原因については、老年社会科学や老年心理学からの研究も多く、認知機能の低下が要因の一つとして挙げられている。万引きを起こした人は、独居で社会的つながりが弱いというのは表向きの関係性で、その両者に関係しているのは別のファクターであるということ、色々なデータからできるだけ広範に、高齢者の心身の加齢に基づく機能の減衰がどの程度絡んでいるかについて読み取っていくことが大事。
- 犯罪との因果関係は単純ではない。高齢者の犯罪に関し、社会との絆やつながりができれば犯罪がなくなるといったシンプルな問題ではない。触法高齢犯罪者に対する福祉が充実すれば、それでバラ色というのは違うと思っている。福祉の充実やつながりができたら全てうまくいくとは考えられないので、実態を詳細に見ていく必要がある。
- 高齢者の犯罪を検討するためには、類型化して分析することも必要。高齢になるほど、様々な要素のばらつきや差が大きくなるのが推測されるため、「高齢者の万引き」と一括りにすることは少

し無理がある。むしろ細かく見ることで、それに応じた対応が見えてくるのではないか。

また、高齢者の数が増えることで、いわゆる市民権を得、パワーを得、色々なことが許されると考えるようになっていくのではないかという仮説を考えている。高齢者が少ないうちはそれほど勢力がなかったが、目にする人数が増えることで、大体のことは許される、あるいは謝れば大丈夫と感じてくる傾向はないのだろうか。仮説の域を出ないが、できればそうした点も検討したい。

○高齢者の検挙人員の罪名別推移で、全国は65歳、都内は60歳以上という違いもあるとはいえ、全国と都内とで傾向が違うことに興味がある。都内で窃盗が減少している原因を見出すことができれば、本研究会での対策につながる大きな成果になるのではないか。

また、高齢者に限らず万引きは、比較的無計画に店内に入ってから決断するパターンが多い。万引き防止に声かけは効果があり、効率的な声かけができる体制づくりがミクロの対策としてあり得る。次の段階として、万引きにより捕まっても、その場で説諭され釈放され、再犯につながるパターンが多い。触法少年や精神障害者の対策は昔から進んでいるのに比べて、触法の高齢者対策は空白になっており、それが高齢人口の増加によって問題が顕在化している。最終的には、出所者の再犯防止とも有機的に絡めていくことができればと思う。

○万引き被疑者の所持金に関し、以前、収入に関する調査を行ったことがあるが、成人の場合、財布の中身の中央値が3,000円で、実際の被害額はそれを大幅に下回る中央値で、買えない額ではないという点は既存資料と一致している。一方で、3,000円というのが大人一般の財布の中身として低いか高いかで考えると、経済的要因に関しては、「相対的不満」とか「相対的剥奪」の理論というものがあり、例えば20万円ぐらい月收入があったとしても、周囲が比較的経済的に恵まれた地域に住んでいて、その中で少し不平等だと感じていれば、万引き等に走る可能性もあるのではないか。

次に、近年の犯罪学の中には、ポジティブな自己イメージを持つことがその後の犯罪からの回復、立ち直りに資するという見解がある。やはり万引きを経験した人は、人生における負の経験など、多重なリスクファクターを抱えている可能性があるのではないか。

最後に、犯罪抑止において、「罰の確実性」と「罰の重大性」は概念上区別されており、罰の厳格性もさることながら、罰を確実に受けるという認知が得られていることが、犯罪の発生率と関係するという知見もある。このことから、潜在的に万引きのリスクを抱えた層に対して全件届出の周知を図ることも有効ではないかと思う。

○一点目は、高齢化社会は以前から進んできているが、ある時期突然高齢者の万引き窃盗犯罪が上昇し出して、それがここ数年、高い範囲で上げ止まりになっている。この統計的なカーブをどう読み取るか。二点目は、諸外国と比べて、高齢者犯罪において日本が最先端を切っているということに関して、どのように理解したらいいのか。三点目は、以前から高齢者犯罪はあり、その当時もやはり貧困や孤独といったことが言われていたと思うが、今の時代は質の変化なのか、量の変化なのか。つまり、高齢者の孤独が拡大、進化していった、そういう人が増えてきた状況なのかといったようなものを考えることがポイントだと思う。また、高齢者の犯罪・窃盗は類型が異なるが、典型的なのは初犯で万引き、高齢女性。これが一つの典型例として現れてくるのではないか。この辺をどのように位置づけ、仮説化し得るのか、そして、その仮説を全部実証するのは無理だが、ある程度は実証化して、どのように報告書に結びつけるのかということが、これからの大きな課題。

意見交換に続き、委員から、実態を把握するために調査の提案がなされた。調査に関し、意見交換を行った後、座長から、調査を進めるに当たり、分科会設置の提案がされ、了承された。